



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	国の制度である就学援助制度の補完となっている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区教育進行基本計画、文京区立小・中学校食育推進計画に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	国の制度である就学援助制度を補完する補助のため区が補助することが望ましい。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	補助対象者に対し大きな負担となり、義務教育の就学に支障をきたす。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報、ホームページ、チラシ等により広く公募を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	基準所得を定め、適正な手続きにより決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	代替策なし。学校給食費を補助対象経費としている。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助対象世帯への就学支援となっている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	学校給食費実費額を補助金額としている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	就学援助と併せ広く区民に補助の効果が還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	7	15	9	9
決算(予算)額	395	846	524	546
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	395	846	524	546
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	ひとり親・特別支援家庭の負担軽減を図っている。26年度は9名の児童に対し、523,665円の補助を行った。当補助事業は義務教育において区が自主的に行う経済支援であり、今後も必要性・有効性が認められる。			

### 5 課題及び今後の方向性

27年度より当該補助金の周知を強化する。補助の対象となる可能性がある世帯に対し、個別に当該補助金の案内通知を送りより多くの世帯が補助金の申請を出来るよう一層の周知を図る。